

証券コード3913
令和4年3月8日

株 主 各 位

東京都中央区新川二丁目3番1号

株式会社sMedio

代表取締役社長 岩本定則

第15期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第15期定時株主総会を下記のように開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、極力、当日のご来場は控えていただきますようお願い申し上げます。当日のご出席に代えて、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、令和4年3月23日（水曜日）午後6時30分までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 令和4年3月24日（木曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分）
2. 場 所 東京都中央区日本橋茅場町三丁目2番10号
鉄鋼会館 7階 701会議室
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項
 1. 第15期（令和3年1月1日から令和3年12月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第15期（令和3年1月1日から令和3年12月31日まで）計算書類報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役4名選任の件

以 上

- ~~~~~
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、次の事項につきましては法令および定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.smedio.co.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知には掲載しておりません。
 - (1) 連結計算書類の連結株主資本等変動計算書及び連結注記表
 - (2) 計算書類の株主資本等変動計算書及び個別注記表
 - (3) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況なお、会計監査人及び監査役が会計監査報告及び監査報告の作成に際して監査した連結計算書類及び計算書類は、本招集ご通知の添付書類に記載の各書類のほか、上記の当社ホームページに掲載の事項となります。
 - ◎ 株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正すべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.smedio.co.jp/>) において、修正後の事項を掲載させていただきます。
 - ◎ 株主総会にご出席の株主の皆様へのお土産をご用意しておりません。何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が令和4年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第14条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第14条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第14条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更部分を示しております。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p style="text-align: center;">(電子提供措置等)</p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p style="text-align: center;">(附則)</p> <p>変更前定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更後定款第14条（電子提供措置等）の新設は、令和4年9月1日から効力を生ずるものとする。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、令和5年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第14条はなお効力を有する。</p> <p>3. 本附則は、令和5年3月1日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第2号議案 取締役4名選任の件

取締役全員（4名）は本株主総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1 再任	いわもと さだのり 岩本 定則 (昭和46年5月31日生) 【取締役在任期間】 12年	平成 8 年 7 月 ニチメン電子部品(株) (現 イーグローバルレッジ(株)) プロダクトマネージャー 平成 14 年 6 月 インタービデオジャパン(株) (現 コーレル(株)) セールスシニアディレクター 平成 20 年 2 月 ビデオエイス(株) (現 当社) 営業本部長 平成 22 年 3 月 当社取締役セールス・アンド・マーケティング本部長 平成 27 年 3 月 当社常務取締役 平成 29 年 2 月 当社代表取締役社長 (現任) (重要な兼職の状況) sMedio Technology (Shanghai) Inc.取締役 sMedio America Inc.取締役 タオソフトウェア(株)取締役	42,000株
2 再任	きたの ひろたけ 北埜 弘剛 (昭和53年12月19日生) 【取締役在任期間】 5年	平成 15 年 4 月 大阪府庁入庁 平成 18 年 12 月 監査法人トーマツ (現 有限責任監査法人トーマツ) 入所 平成 22 年 7 月 公認会計士登録 平成 24 年 5 月 富士生命保険(株) (現 FWD生命保険(株)) 入社 平成 27 年 8 月 当社経営企画室長 平成 29 年 3 月 当社取締役経営企画室長 (現任) 令和 3 年 4 月 (株)Vook取締役 (社外) (現任) (重要な兼職の状況) sMedio Technology (Shanghai) Inc.取締役 (株)Vook取締役 (社外)	9,000株

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当 社の株式数
3 再任	<p style="text-align: center;">おちあい ようじ 落合 洋司 (昭和39年3月29日生) 【社外】 【独立役員】 【取締役在任期間】 7年</p>	<p>昭和62年4月 最高裁判所司法研修所入所 平成元年4月 東京地方検察庁検事 平成12年9月 ヤフー(株)入社 平成12年10月 弁護士登録(東京弁護士会) 平成13年11月 ヤエス第一法律事務所 平成20年9月 泉岳寺前法律事務所 開所 平成22年4月 東海大学実務法学研究科(法科大学院)特任教授 平成25年12月 (株)ウェブクルー監査役(社外) 平成27年3月 当社取締役(社外)(現任) 平成30年4月 高輪共同法律事務所代表(現任) 令和2年1月 (株)AS Japan監査役(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) 高輪共同法律事務所代表 (株)AS Japan監査役</p> <p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】 弁護士及び他の企業の社外監査役等としての高い見識及び豊富な経験に基づき、有益な意見・助言を頂いており、当社のコーポレート・ガバナンスの強化に寄与して頂きたく、引き続き、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって7年となります。</p>	-
4 再任	<p style="text-align: center;">りん ちーぢょん 林 志中 (昭和42年9月30日生) 【社外】 【独立役員】 【取締役在任期間】 4年</p>	<p>平成7年4月 東綿股份有限公司(現 豊田通商(株))入社 平成9年4月 Ulead Systems, Inc.(現 科立爾數位科技股份有限公司)入社 平成16年7月 ユーリードシステムズ(株)(現 コーレル(株))代表取締役社長 平成18年8月 インタービデオジャパン(株)(現 コーレル(株))取締役副社長 平成20年6月 コーレル(株)取締役副社長 平成22年6月 サイバーリンク(株)代表取締役社長 平成25年10月 イージステクノロジー(株)代表取締役社長 平成29年10月 キーウィテクノロジー(株)代表取締役社長(現任) 平成30年3月 当社取締役(社外)(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) キーウィテクノロジー(株)代表取締役社長</p> <p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】 IT業界での経験が長く、また、日本法人社長としての経営の経験や業界知識を活かして、当社のコーポレート・ガバナンスを含めて経営全般に助言を頂くことで、当社の経営体制の強化に寄与して頂くため、社外取締役として選任をお願いするものです。なお、同氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。</p>	-

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 落合洋司氏及び林志中氏は社外取締役候補者であります。
3. 社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断する理由について
落合洋司氏は、過去7年間の在任期間において、その経験と見識から社外取締役としての職務を全うされました。再任された場合には、引き続き職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。
林志中氏は、過去4年間の在任期間において、IT業界での経験および外国会社の日本法人の社長として経営に参画された経験から社外取締役としての職務を全うされました。再任された場合には、引き続き職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。
4. 当社は、社外取締役候補者落合洋司氏及び林志中氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、社外取締役候補者落合洋司氏及び林志中氏の再任が承認可決された場合には、当社は両氏との間の上記契約を継続する予定であります。
5. 当社は、落合洋司氏及び林志中氏を、当社上場の東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に対し届け出ております。両氏が再任された場合、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。
6. 当社は、優秀な人材確保、職務執行の萎縮の防止のため、以下の内容を概要とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、令和4年7月更新の予定になります。本議案でお諮りする取締役は全員再任の候補者であり、既に当該保険契約の被保険者となっており、選任後も引き続き被保険者となります。

【保険契約の内容の概要】

- ① 被保険者の実質的な保険料負担割合
保険料は特約部分も含め会社負担としており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。
- ② 填補の対象となる保険事故の概要
特約部分も合わせ、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補する。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由があります。
- ③ 役員等の職務の適正性が損なわれなかったための措置
保険契約に免責額の定めを設けており、当該免責額までの損害については填補の対象としないこととしております。

以上

(添付書類)

事業報告

(令和3年1月1日から
令和3年12月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により、再び、緊急事態宣言が出される等、経済活動の制約が継続していることもあり、先行きが見通せない状態となっています。

このような状況であるからこそ、当社がミッションとしている、デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進がますます重要視されており、当社は、引き続き、DXを推進する事業を展開してまいります。

当社の事業は、技術の特徴で大きく分けると、デジタル家電組込みソフトウェア事業、映像AI解析・IoTソフトウェア事業、セキュリティ&プライバシー事業の3つに分けられます。

(デジタル家電組込みソフトウェア事業)・・・当社が主体

Blu-ray™再生ソフトウェアや高解像度(4K/8K)画像処理技術を基盤とした事業になります。当事業は、ロイヤリティ収入を主体としているため、Blu-ray™などを再生するデジタル家電機器（TV、Blu-ray™レコーダー、PCなど）の出荷台数に影響を受けます。

(映像AI解析・IoTソフトウェア事業)・・・当社が主体

映像解析・分析AIエンジンとIoT技術を組み合わせたエンドツーエンドのBtoB向けのソリューションを提供している事業になります。

当社は、建設現場における課題を解決するソリューション提供に特化して、事業を推進しております。

(セキュリティ&プライバシー事業)・・・タオソフトウェア(株)が主体

Android™のセキュリティ脆弱性診断やアプリ・サーバー構築に関する開発収入、データ移行・バックアップアプリ（JSバックアップ）に関するロイヤリティ収入（月額課金サービス収入を含む）を中心とした事業であります。

当社グループの売上高は、ロイヤリティ収入と受託開発収入が中心となっております。
(ロイヤリティ収入)

当社ソフトウェアが搭載されている顧客の製品種類は増えておりますが、世界的な半導体の供給不足が長引いており、生産・出荷数の落ち込んだ顧客製品があったこと等で、前期比88百万円の減収となりました。

(受託開発収入)

当連結会計年度の受託開発案件は、前期の案件に比べ、開発規模が小さくなった案件があったこと等で、受託開発収入は前期比104百万円の減収となりました。

このような状況において、当社グループ全体としては、売上高は722百万円（前期比20.9%減）となりました。

この結果、売上高722百万円（前期比20.9%減）、営業利益6百万円（前期比79.6%減）、経常利益12百万円（前期比57.8%減）、親会社株主に帰属する当期純利益1百万円（前期比89.2%減）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資額は、主に有形固定資産及びソフトウェアの取得が、それぞれ1百万円及び0百万円であります。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、Blu-ray™ディスク再生、無線接続技術、著作権保護・認証技術、高解像度画像処理技術を活かしたソフトウェア開発を行ってきましたが、近年、AI、IoT、ビッグデータ、通信速度向上、通信規格の高度化といったソフトウェア業界を取り巻く技術革新が急速に進み、その商用化・実用化の段階を迎えました。

当社グループは、こうした時代の流れを見据え、数年来、AI、IoT分野での製品開発・サービス提供へと事業領域の拡大を企図してきました。全ての業界がAI、IoTの活用を考えている現在、同事業領域全般での競争は非常に厳しいため、データ保有の面などで優位な立場にいるわけではない当社グループは、建設業界向けのソリューション提供に注力し、AI、IoTを活用した複数のサービス提供を始めました。

このような事業環境の中で、当社が対処すべき課題は次のようにまとめられます。

① 収益モデルの移行

当社グループは、ハードウェア製品に搭載するソフトウェアを開発してきた経緯から、PC等の電子機器の出荷数に応じて受け取るロイヤリティ収入を主な収益源にしております。しかしながら、AI、IoT分野の製品群では、サービスに対して料金を課金する収益モデルへの移行を進める必要があります。

② 製品構成の充実

サービスに対して料金を得るために必要な製品群の開発が必要になります。従来の製品・サービスに収益の基盤を置きながらも、顧客ニーズを的確に捉えた製品・サービスを適宜、市場に投入していくことで、会社の永続的な成長基盤を強固にしていく必要があります。

③ 開発管理体制

当社は、自社開発の製品・サービスを販売することを主として行ってきておりましたが、AI、IoTの事業領域に進出するにつれ、また、買収により増えた国内子会社が受託開発事業を中心としているため、当社グループとしては、受託開発収入の割合が増えてきております。

開発拠点は、日本国内と中国・上海をあわせて、計3ヶ所となっており、開発エンジニアが地理的に分散していることもあり、開発管理体制の強化が必要であります。

④ 知的財産管理体制

当社グループは、製品開発で生まれる独自の差別化できる知的財産を特許や登録商標の形で効率的に登録管理し、市場競争における優位性を一層確保する必要があります。

また、ソフトウェア業界においては、他社の知的財産を、主に有償で利用して、製品を完成させることが一般的となっておりますが、他社の知的財産を侵害しないようにする必要があります。

⑤ 個人情報保護

当社グループが注力しようとしているAI、IoT分野では、個人情報を取り扱う機会をゼロにすることは現実的ではありません。

主要国・地域において、インターネット上も含めて、個人情報保護規制は強化される流れにあり、当社グループは、より一層、個人情報の管理体制を強化する必要があります。

⑥ 優秀な人材の確保

ソフトウェア業界では、ソフトウェア開発・技術者が慢性的に不足しており、特にAI、クラウド分野での優秀なソフトウェア開発・技術者の確保は難しい状況にあります。当社グループが、より競争力のあるソフトウェアを継続的に開発していくためには、国内外で優秀なソフトウェア開発・技術者および製品企画者を確保していく必要があります。

⑦ 内部管理体制の強化

コーポレートガバナンス・コード、スチュワードシップ・コード、フェアディスクロージャールールといった資本市場の健全な発展に資すると考えられる施策が導入される中、それらが意図する投資家及び資本市場との建設的な対話を実現するため、適切な情報を、適時、公平に開示することができるよう内部管理体制を強化していく必要があります。

(5) 財産および損益の状況

	第12期 自 平成30年 1月1日 至 平成30年 12月31日	第13期 自 平成31年 1月1日 至 令和元年 12月31日	第14期 自 令和2年 1月1日 至 令和2年 12月31日	第15期 自 令和3年 1月1日 至 令和3年 12月31日
売上高 (千円)	985,405	862,267	913,934	722,473
営業利益又は営業損失 (△) (千円)	△107,541	△61,771	32,240	6,576
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	△107,476	△57,700	30,066	12,692
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失 (△) (千円)	△110,295	△84,827	10,320	1,116
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△)	△57円92銭	△44円31銭	5円36銭	0円57銭
純資産 (千円)	1,175,675	1,095,735	1,111,099	1,133,673
総資産 (千円)	1,450,020	1,222,099	1,261,234	1,250,095
1株当たり純資産額	616円69銭	571円52銭	575円92銭	585円68銭

(6) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の 出資比率	主要な事業内容
sMedio Technology (Shanghai) Inc.	3,517千人民元	100%	ソフトウェアの研究および開発
sMedio America Inc.	200千米ドル	100%	北米における販売およびマーケティング
タオソフトウェア(株)	10百万円	100%	ソフトウェアの開発・販売

(注) 1. 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

2. 当社の連結子会社であった株式会社情報スペースは、令和3年11月26日付で清算結了したため、連結の範囲から除外しております。

(7) 主要な事業内容（令和3年12月31日現在）

ソフトウェア開発、サービスおよび販売
電子機器開発、サービスおよび販売
ソフトウェア、電子機器等の輸出入
インターネットを使用したソフトウェアのダウンロードサービスおよび販売
ソフトウェアの受託開発および受託販売

(8) 主要な営業所（令和3年12月31日現在）

名称		所在地
当社	本社	東京都中央区
	福岡オフィス	福岡県福岡市博多区
子会社	タオソフトウェア(株)	東京都中央区
	sMedio Technology (Shanghai) Inc.	中華人民共和国
	sMedio America Inc.	アメリカ合衆国

(9) 使用人の状況（令和3年12月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
53名	4名減

主な減少理由は、連結子会社であった株式会社情報スペースを清算したことによるものであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
21名	増減なし	44.6歳	4.6年

(10) 主要な借入先および借入額（令和3年12月31日現在）

該当事項はありません。

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（令和3年12月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 6,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 2,042,521株 (自己株式106,892株を含む。)
 (3) 株主数 1,961名
 (4) 大株主(上位10名)

	株主名	持株数(株)	持株比率(%)
1	ローリーチュン (LO LI-CHUN)	368,600	19.04
2	センチョウロー (SEN-CHOU LO)	162,000	8.36
3	楽天証券株式会社	63,200	3.26
4	岩本定則	42,000	2.16
5	大谷雄一郎	42,000	2.16
6	谷口岳	40,509	2.09
7	株式会社 SBI 証券	31,952	1.65
8	龍篤	28,900	1.49
9	増田滋	21,200	1.09
10	CHU CHUO KANG	20,000	1.03

(注) 当社は、自己株式106,892株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりであります。

- ・取締役、その他の役員に交付した株式の区分合計

役員区分	株式数	交付対象者数
取締役 (社外取締役を除く)	4,000株	2名
社外取締役	—	—
監査役	—	—

(6) その他株式に関する重要な事項

特記すべき重要な事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日における新株予約権の状況

- | | | |
|------------------------------|------|---------|
| ① 新株予約権の数 | | 53,500個 |
| ② 目的となる株式の種類および数 | 普通株式 | 10,700株 |
| ③ 取締役、その他の役員の保有する新株予約権の区分別合計 | | |

	回次 (行使価額)	行使期間	株数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	第11回 (1,638円)	平成28年3月26日～ 令和6年3月23日	4,000株	1名

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役に関する事項 (令和3年12月31日現在)

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	岩 本 定 則	sMedio Technology (Shanghai) Inc.取締役 sMedio America Inc.取締役 タオソフトウェア(株)取締役
取 締 役	北 埜 弘 剛	経営企画室長 sMedio Technology (Shanghai) Inc.取締役 (株)Vook 取締役 (社外)
取 締 役	落 合 洋 司	高輪共同法律事務所代表 (株)AS Japan監査役
取 締 役	林 志 中	キーウィテクノロジー(株)代表取締役社長
常 勤 監 査 役	江 藤 祐 一 郎	江藤公認会計士事務所所長
監 査 役	渡 邊 雅 文	渡辺雅文公認会計士事務所所長
監 査 役	本 郷 喜 千	インディ・パ(株)代表取締役社長

- (注) 1. 取締役落合洋司氏および林志中氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役江藤祐一郎氏および本郷喜千氏は、社外監査役であります。
 3. 取締役北埜弘剛氏および監査役江藤祐一郎氏並びに渡邊雅文氏は公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 4. 取締役落合洋司氏、林志中氏、常勤監査役江藤祐一郎氏および監査役本郷喜千氏は、金融商品取引所の定めに基づく独立役員であります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役および各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

(3) 補償契約に関する事項

該当事項はありません。

(4) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

① 被保険者の範囲

当社取締役、監査役の他、当社子会社の取締役

② 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、取締役を被保険者として役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補するものであります。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由があります。すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

(5) 取締役および監査役の報酬等

① 取締役および監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社の取締役の報酬は、基本報酬の水準を過度に変動させないことで、中長期の業績・企業価値向上に貢献する業務執行環境を整えることを主眼に置くとともに、業務執行を担う優秀な人材を確保すること、および、株主との価値共有を進めることを目的に、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう利益もしくは株価と連動した報酬を取り入れた体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としており、取締役会において決定しております。

具体的には、業務執行取締役の報酬は、基本報酬、業績連動報酬および非金銭報酬（株式報酬）により構成され、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみとしております。

当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容は、取締役（社外取締役を除く）に関しては、役職に応じた基本報酬に加え、株式報酬を支給しておりますが、業績連動報酬は支給しておらず、また、社外取締役に関しては、基本報酬のみを支給しており、取締役会は上記方針に沿うものと判断しております。

監査役の報酬は、株主総会で承認された報酬総額の範囲内で、職務内容、経験及び当社の状況等を勘案のうえ、監査役の協議により決定しております。

(取締役報酬制度の概要)

取締役の報酬は、支給形態では、金銭報酬と非金銭報酬に大別され、金銭報酬は基本報酬（固定報酬）と賞与（業績連動報酬）で構成され、非金銭報酬は株式報酬となっております。

なお、社外取締役には業務執行から独立した立場での監督機能が求められており、会社の業績に連動する報酬体系は、その監督機能を弱める誘因とも見られかねないため、その役割を考慮し、社外取締役の報酬は、基本報酬（固定報酬）のみとしております。

(監査役報酬の概要)

監査役の報酬は、その役割を考慮し、基本報酬（固定報酬）のみとしております。

(業績連動報酬)

- ・指標・・・連結営業利益(業績連動報酬に関する費用を計上する前の金額であり、以下、決定方法の記載まで同様)
- ・指標の採用理由・・・企業の稼ぐ力を表す連結営業利益が、中長期的な事業拡大と企業価値向上の源泉になると判断したためであります。
- ・業績連動報酬と業績連動報酬以外の報酬等の支給割合の決定に関する方針は、下表に記載のとおりであります。

基本報酬の額を100とした場合の役員の報酬等の支給割合

	基本報酬 (固定報酬)	賞与 (業績連動報酬)	株式報酬 (非金銭債権報酬)
業務執行取締役	100	0~200	10~50
社外取締役	100	0	0
監査役	100	0	0

- ・決定方法・・・業績連動報酬（賞与）の限度額を、（前連結会計年度の連結営業利益に対する）連結営業利益の増加額の3割と定めており、その限度額の範囲内において、代表取締役社長が、個別の事情を勘案し、各取締役に対する支給額を起案し、取締役会で決定しております。

(株式報酬)

平成31年3月28日の第12期定時株主総会において、取締役には当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、取締役と株主の皆様と一層の価値共有を進めることを目的として、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対して、株式報酬制度の導入を決議しております。

対象となる取締役は、本制度に基づき当社より支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式の発行または処分を受けることとなります。

対象となる取締役に対して支給される当社の普通株式の総数は年30千株以内といたします（なお、第12期定時株主総会の決議の日以降の日を効力発生日とする当社普通株式の株式分割または株式併合が行われるなど株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じ

たときは、発行または処分される株式数を合理的に調整することができるものとしたします。)

対象となる各取締役への具体的な支給時期および配分については、取締役会において決定いたします。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

(取締役の報酬等の額)

平成23年3月30日開催の第4期定時株主総会において、年額150百万円以内(ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない)とご承認いただいております。(決議時点の取締役の員数は5名)

また、取締役(社外取締役を除く)に対しては、平成31年3月28日開催の第12期定時株主総会において、金銭債権報酬を、上記とは別途、年額150百万円以内と承認いただいております。(決議時点の取締役(社外取締役を除く)の員数は4名)

(監査役の報酬等の額)

監査役の報酬等の額は、平成22年3月19日開催の第3期定時株主総会において、年額10百万円以内とご承認いただいております。(決議時点の監査役の員数は2名)

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

該当事項はありません。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる役員 の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取 締 役 (うち社外取締役)	42,484 (2,400)	37,200 (2,400)	— (—)	5,284 (—)	4 (2)
監 査 役 (うち社外監査役)	8,400 (7,200)	8,400 (7,200)	— (—)	— (—)	3 (2)
合 計	50,884 (9,600)	45,600 (9,600)	— (—)	5,284 (—)	7 (4)

- (注) 1. 上記取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 2. 取締役の報酬等の額には、当該事業年度に係る株式報酬の費用計上額5百万円が含まれております。
 3. 非金銭報酬等の内容は、株式報酬であります。当該株式報酬の内容は、①取締役および監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項に、その交付状況は、2. 会社の株式に関する事項(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況に記載のとおりであります。

(6) 社外役員に関する事項

① 社外役員の重要な兼職の状況等

区分	氏名	兼職先	兼職の内容
社外取締役	落合洋司	高輪共同法律事務所 (株)AS Japan	代表 監査役
社外取締役	林志中	キーウィテクノロジー(株)	代表取締役社長
社外監査役	江藤祐一郎	江藤公認会計士事務所	所長
社外監査役	本郷喜千	インディ・パ(株)	代表取締役社長

(注) 社外役員の重要な兼職先である法人等と当社との間には重要な取引その他の関係はありません。

② 社外役員の主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況並びに社外取締役が果たすことが期待される 役割に関して行った職務の概要
社外取締役	落合洋司	当事業年度開催の取締役会13回のうち13回に出席し、法律の専門家としての知識や経験に基づき、議案審議等に必要な発言を適時行っております。
社外取締役	林志中	当事業年度開催の取締役会13回のうち13回に出席し、企業経営者としての知識や経験に基づき、議案審議等に必要な発言を適時行っております。
社外監査役	江藤祐一郎	当事業年度開催の取締役会13回のうち13回に、監査役会12回のうち12回に出席し、公認会計士としての専門的見地から、必要な発言を適時行っております。
社外監査役	本郷喜千	当事業年度開催の取締役会13回のうち13回に、監査役会12回のうち12回に出席し、必要な発言を適時行っております。

(注) 会社法第370条に定める取締役会の決議の省略による取締役会の回数は除いております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 名称 海南監査法人

(2) 報酬等の額

区分	報酬等の額
公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	22百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	22百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査報酬は、監査法人から提示された監査計画の内容を協議するとともに、過去の報酬実績や事業規模および日本監査役協会が公表している「会計監査人との連携に関する実務指針」を参考に妥当性等を確認した上で、監査役会の同意を得て決定しております。
3. 当社の子会社であるsMedio Technology (Shanghai) Inc.は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任する方針です。

また、監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障ある場合等その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に係る議案を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に上程することといたします。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人である海南監査法人は、会社法第427条第1項の契約を締結しており、当該契約の内容は次のとおりです。

受嘱者の会社法第423条第1項の責任について、監査受嘱者が職務を行うにつき善意で、かつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、監査受嘱者に対する損害賠償責任の限度額とする。

6. 株式会社の支配に関する基本方針

当社は、現時点では、当該「基本方針」および「買収防衛策」につきましては、特に定めておりません。

(注) 本事業報告に記載されている会社名、製品名、サービス名等は該当する各社の商標又は登録商標です。

連結貸借対照表

(令和3年12月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	1,189,895	流 動 負 債	106,984
現金及び預金	570,877	買掛金	12,065
売掛金	45,909	未払法人税等	3,006
仕掛品	30,724	賞与引当金	2,538
原材料及び貯蔵品	520,836	工事損失引当金	1,000
その他	21,693	その他	88,375
貸倒引当金	△146	固 定 負 債	9,436
固 定 資 産	60,200	資産除去債務	5,266
有 形 固 定 資 産	15,046	繰延税金負債	4,169
建物	9,353	負 債 合 計	116,421
工具、器具及び備品	4,485	純 資 産 の 部	
車両運搬具	1,207	株 主 資 本	1,116,867
無 形 固 定 資 産	8,369	資本金	511,882
ソフトウェア	5,582	資本剰余金	653,334
のれん	1,034	利益剰余金	145,798
その他	1,752	自己株式	△194,148
投 資 そ の 他 の 資 産	36,783	その他の包括利益累計額	16,806
敷金及び保証金	16,499	繰延ヘッジ損益	1,562
繰延税金資産	12,271	為替換算調整勘定	15,243
その他	8,012	純 資 産 合 計	1,133,673
資 産 合 計	1,250,095	負債及び純資産合計	1,250,095

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(令和3年1月1日から
令和3年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売上高		722,473
売上原価		317,319
売上総利益		405,153
販売費及び一般管理費		398,577
営業利益		6,576
営業外収益		
受取利息	201	
為替差益	3,015	
助成金収入	489	
債務勘定整理益	2,300	
その他の	109	6,116
営業外費用		
その他	0	0
経常利益		12,692
税金等調整前当期純利益		12,692
法人税、住民税及び事業税	6,591	
法人税等調整額	4,984	11,575
当期純利益		1,116
親会社株主に帰属する当期純利益		1,116

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(令和3年12月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	944,925	流 動 負 債	91,721
現金及び預金	355,794	買掛金	59,158
売掛金	23,788	未払金	7,504
仕掛品	25,873	未払費用	1,128
原材料及び貯蔵品	520,836	未払法人税等	2,921
その他	18,777	未払消費税等	1,423
貸倒引当金	△146	工事損失引当金	1,000
		その他	18,585
固 定 資 産	340,371	固 定 負 債	4,368
有 形 固 定 資 産	9,148	資産除去債務	4,368
建物	6,502	負 債 合 計	96,089
工具、器具及び備品	2,646	純 資 産 の 部	
無 形 固 定 資 産	9,769	株 主 資 本	1,187,644
ソフトウェア	5,582	資本金	511,882
のれん	1,034	資本剰余金	651,988
営業権	2,300	資本準備金	622,160
その他	852	その他資本剰余金	29,827
投資その他の資産	321,452	利 益 剰 余 金	217,921
関係会社株式	296,063	その他利益剰余金	217,921
敷金及び保証金	15,019	繰越利益剰余金	217,921
繰延税金資産	10,356	自 己 株 式	△194,148
その他	12	評価・換算差額等	1,562
		繰延ヘッジ損益	1,562
資 産 合 計	1,285,296	純 資 産 合 計	1,189,207
		負債及び純資産合計	1,285,296

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(令和3年1月1日から
令和3年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		569,090
売上原価		253,981
売上総利益		315,108
販売費及び一般管理費		299,347
営業利益		15,761
営業外収益		
受取利息	54	
為替差益	7,145	
債務勘定整理益	2,300	
その他	145	9,644
営業外費用		
債権放棄損	1,291	
その他	0	1,292
経常利益		24,113
税引前当期純利益		24,113
法人税、住民税及び事業税	2,023	
法人税等調整額	△3,688	△1,665
当期純利益		25,779

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

令和4年2月18日

株式会社sMedio
取締役会 御中

海南監査法人
東京都渋谷区
指 定 社 員 公認会計士 仁戸田 学
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 溝口 俊一
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社sMedioの令和3年1月1日から令和3年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社sMedio及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切かどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

令和4年2月18日

株式会社sMedio
取締役会 御中

海南監査法人
東京都渋谷区
指 定 社 員 公認会計士 仁 戸 田 学
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 溝 口 俊 一
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社sMedioの令和3年1月1日から令和3年12月31日までの第15期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、令和3年1月1日から令和3年12月31日までの第15期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人海南監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人海南監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和4年2月18日

株式会社 sMedio 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 江 藤 祐一郎 ㊟

監 査 役 渡 邊 雅 文 ㊟

監 査 役（社外監査役） 本 郷 喜 千 ㊟

以 上

株主総会会場 ご案内図

会場：鉄鋼会館 7階 701会議室

東京都中央区日本橋茅場町三丁目2番10号



- 交通のご案内：
- 地下鉄東西線「茅場町駅」12番出口より徒歩約5分
 - 地下鉄日比谷線「茅場町駅」1番または2番出口より徒歩約5分
 - 地下鉄日比谷線「八丁堀駅」A5番出口より徒歩約5分
 - JR「東京駅」八重洲中央口より徒歩約15分

当日は会場周辺道路及び駐車場の混雑が予想されますので、お車でのご来場はご遠慮いただきます。

(新型コロナウイルス感染症への対応について)

株主の皆さまにおかれましては、株主総会開催日時点での流行状況やご自身の体調をご確認のうえ、マスク着用などの感染予防策にご配慮いただき、ご来場くださいますようお願い申し上げます。また、会場において、運営スタッフはマスクを着用させていただきます。

